

理事長	副理事長	事務局長	会計主任	総務主任

## 農地転用等の承認と地区除外申請書

このたび下記の土地についての農地法第\_\_\_\_条第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号の規定による許可の申請にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づき、その承認並びに当該許可申請書に添付すべき意見書を交付されるよう申請します。なお、同規程第3条の申入れ事項等については、別途協議し、同規程第5条による地区除外を併せて申請し決済金については所定の方法によりこれを納付します。※第3条は別紙参照

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

組合員：住所.....所有者：住所.....

氏名.....<sup>㊞</sup>

氏名.....<sup>㊞</sup>

河東土地改良区

転用者：住所.....

理事長 黒岩 基之 様

氏名.....<sup>㊞</sup>

1. 土地

市	大字	字	地番	地目	用途	面積 m <sup>2</sup>	転用面積 m <sup>2</sup>

2. 転用目的 \_\_\_\_\_

3. 転用予定日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

4. 添付書類 別紙参照

上記申請確認 担当理事：.....<sup>㊞</sup>

※ 1ha 以上については、理事会または総代会の承認が必要になります。

台帳処理	

## 規程第 3 条に基づく措置事項

1. 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
2. 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の棄損の復旧を行うこと。
3. 汚濁物水路への流入を防止すること。
4. その他、土地改良区の事業に支障を生じる事項について、必要な措置をとること。